共済組合
受付印

育児休業手当金支給対象期間延長申出書（１歳超）

所属コード		組合員種別 □ 一般 □ 短期	所属所名称	
職員番号				
組合員氏名	フリガナ		出生児氏名	
生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生		生年月日	令和　　年　　月　　日生
支給対象期間	当　初	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日		
	延　長	令和　　年　　月　　日　まで延長		

延長理由		（該当する項目に○をしてください。）
1	㋑	育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳（※）に達する日後（誕生日を含む）の期間について、当面その実施が行われないとき。（**速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育等の利用を希望しているものであると当組合が認める場合**）
	㋺	保育所への入所は決定しているが、ならし保育期間に該当するとき。
2		常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日（※）後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合
	㋑	死亡したとき。
	㋺	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
	㋩	婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。
	㋥	六週間（多胎妊娠にあっては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。
3		本請求とは別の子に係る産前産後休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該産前産後休業に係る子の全てが次のいずれかに該当した場合
	㋑	死亡したとき。
	㋺	養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき。
4		介護休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該介護休業に係る対象家族が次のいずれかに該当した場合
	㋑	死亡したとき。
	㋺	離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。
5		本請求とは別の子に係る新たな育児休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該新たな育児休業に係る子の全てが次のいずれかに該当した場合
	㋑	死亡したとき。
	㋺	養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき。
	㋩	養子縁組等が成立しなかったとき。

育児休業手当金の支給対象期間の延長を申出します。　　令和　　年　　月　　日

住　所

組合員　　氏　名

連絡先（電話番号）

大阪市職員共済組合理事長　あて

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

所属機関の長　職　　名

氏　　名

※　パパ・ママ育休プラス制度の適用によって、育児休業手当金支給期間の末日が1歳の誕生日以降になっている場合は支給期間の末日と読み替える。

育児休業手当金支給対象期間の延長の申出について

子が1歳（※）に達する日後（誕生日を含む）の期間について、以下の条件を満たし、育児休業手当金の支給を延長される方は、所属所を通じて速やかに、この届書及び添付書類を提出してください。

≪延長の対象となる条件及び添付書類について≫

延長の対象となる条件			添付書類
1	イ	育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳（※）に達する日後の期間について、当面その実施が行われないとき。**（速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育等の利用を希望しているものであると当組合が認める場合）** ※子の疾病等により特別な配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由で申込を受付ができないとされた場合等を含む	・育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書 ・市区町村に保育所等の利用（入所）申込をしたときの申込書の写し（全ページ） ・市区町村が発行した入所保留通知書、入所不承諾通知書など、左記の事実を証明できる書類の写し
	ロ	保育所への入所は決定しているが、ならし保育期間に該当するとき。 **※ならし保育期間が2週間以内の場合は添付書類不要**	保育所等が発行したならし保育期間が確認できる書類の写し又はならし保育計画予定書の写し等
2	常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日（※）後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合		
	イ	死亡したとき。	住民票の写し（世帯全員）
	ロ	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。	配偶者の状態についての医師の診断書
	ハ	婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。	住民票の写し（世帯全員）
	一	六週間（多胎妊娠にあっては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。	母子手帳等　出生（予定）日がわかる書類
3	本請求とは別の子に係る産前産後休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該産前産後休業に係る子の全てが次のいずれかに該当した場合		
	イ	死亡したとき。	住民票の写し（世帯全員）
	ロ	養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき。	
4	介護休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該介護休業に係る対象家族が次のいずれかに該当した場合		
	イ	死亡したとき。	住民票の写し（世帯全員）
	ロ	離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。	
5	本請求とは別の子に係る新たな育児休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該新たな育児休業に係る子の全てが次のいずれかに該当した場合		
	イ	死亡したとき。	住民票の写し（世帯全員）
	ロ	養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき。	
	ハ	養子縁組等が成立しなかったとき。	審判書の写し又は 措置解除決定通知書の写し

※パパ・ママ育休プラス制度の適用によって、育児休業手当金支給期間の末日が1歳の誕生日以降になっている場合は支給期間の末日と読み替える。

※1歳6か月に達する日後も引き続き延長の対象となる条件に該当する場合は、該当子が2歳に達する日までの育児休業期間まで支給期間を延長できます。（ならし保育期間による延長の場合は、原則最大2週間）

※1歳時点の延長要件が引き続き、同条件で1歳6か月に達する日後の延長を申出する際は、1歳時点の延長要件が引き続いていることがわかる証明を添付してださい。

※共済組合へ届出している育児休業承認期間に変更があるときは、掛金免除変更申出が必要ですので、「育児休業手当金変更請求書／育児休業掛金免除変更申出書」を合わせて提出してください。